

<p>件名</p>	<p>30 陳情第2号 瑞穂町営住宅条例第6条の「使用者の資格」について、その審査が「賃貸」契約の準備行為であるか否かについて、明らかにすることを求める件</p>
<p>1 陳情の趣旨 瑞穂町営住宅条例第6条の「使用者の資格」について、同第11条で「資格」と規定しており、その審査が「賃貸」契約の準備行為であるか否かについて、明らかにするに必要な措置を求める。</p> <p>2 陳情の原因 瑞穂町営住宅条例第6条に「使用者の資格」について規定し、同第11条で「資格を有する」旨の規定をしている。</p> <p>3 陳情の理由 瑞穂町営住宅条例第2条に「町（中略）が（中略）賃貸（中略）する」旨の規定があり、契約前の準備行為として、同第11条で「資格を有する」か否かの「町長」の審査を前提としている。</p>	

※原文のまま掲載しています。